

別添14（「医療機関債」発行のガイドラインについて）（平成16年医政発第1025003号）の一部改正）

改 正 後	現 行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 遵守すべき事項等</p> <p>1 医療機関債を発行できる医療法人</p> <p>① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」（昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。）及び医療法その他法令に抵触しないようにならなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であることが望ましいものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療法人の内部手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十四の規定を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p> <p>4 発行要項の策定等による情報開示</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書等を作成し、購入申込者に対して開示するものとする。</p> <p>5 発行条件等</p> <p>(1) 利率等</p> <p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。</p> <p>なお、医療法人の役員及び当該役員と同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 遵守すべき事項等</p> <p>1 医療機関債を発行できる医療法人</p> <p>① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」（昭和二十九年法律第九十五号。以下「出資法」という。）及び医療法（自己資本比率に係る規定を含む。）その他法令に抵触しないようにならなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って三年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療法人の内部手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、医療法第四十一条及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十四の規定（自己資本比率）を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。</p> <p>4 発行要項の策定等による情報開示</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療法人は、発行時点において、前記①の発行要項の他、法定の財産目録、貸借対照表及び損益計算書に加えて、事業計画書、事業報告書等を作成し、購入申込者に対して開示するものとする。</p> <p>5 発行条件等</p> <p>(1) 利率等</p> <p>① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員と同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。</p> <p>なお、医療法人の役員及び当該役員と同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、特別医療法人及び特定医療法人であるときは規則第三十条の三十五第一項第五号及び租税特別措</p>

厚生労働省令第39号)による改正前の規則第三十条の三十五第一項第五号及び租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

② (略)

(2)～(4) (略)

6 債券購入者等との関係

(1)～(2) (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

① 医療法第五十一条の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しななければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

② (略)

(4) (略)

7

(略)

附 則

(略)

置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第三十九条の二十五にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

② (略)

(2)～(4) (略)

6 債券購入者等との関係

(1)～(2) (略)

(3) 決算期ごとの情報の開示

① 医療法第五十二条第二項においては、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の閲覧を求めることができることとされており、医療法人は、同項の債権者としての医療機関債の購入者の閲覧の求めに応じなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書や事業報告書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。

② (略)

(4) (略)

7

(略)

附 則

(略)